



令和4年度 赤い羽根共同募金の 地域福祉特別助成事業

【応募締め切り】令和4年5月20日（金）

01 助成の対象団体

県内に所在し、県民を対象としてO2に記載の事業を行うボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、自治会、社会福祉法人等。

ただし、申請時に活動を始めてから概ね1年以上を経過している団体とします。

02 助成する事業

団体等が自主的に取り組む地域住民の交流事業や防犯・防災などを目的とする活動。

特別助成 A	○主として地域住民の連携や交流等を目的として行われる福祉活動や啓発事業であるもの (例) 福祉大会を含む交流大会の開催 高齢者サロンの開催 関係者のネットワークづくり 相談事業や福祉人材育成等を目的とした研修会
特別助成 B	○地域の防犯・防災対策を促進するための事業活動であるもの (例) 防災倉庫の整備、防災備品の購入や防災訓練の実施 防犯活動に必要な物品の購入や研修の実施

03 助成の内容

① 助成額

特別助成Aは30万円以内で、申請事業に係る費用のうち2割以上の自己負担があること。

特別助成Bは25万円以内で、申請事業に係る費用のうち3割以上の自己負担があること。

04 助成対象にならないもの

- ①総事業費が3万円未満の事業
- ②申請者の組織運営（人件費を含む）や管理運営費等に係る経費及び食糧費
- ③汎用性の高い事務機器や備品（パソコン、コピー機、カメラ、書庫、机等）
- ④広報紙・機関紙
- ④サロン、学習支援、食事サービス等の事業で月1回以上の開催がないもの
- ⑤その他本会が不相当と認めたもの

05 助成の申請方法

- ①応募を希望する場合は、「地域福祉特別助成」申請書（様式第1号）に必要書類を添付し所在地の市町村共同募金委員会（社会福祉協議会の中にあります）に2部提出してください。
※応募様式は「茨城県共同募金会」のホームページからダウンロードしてください。
- ②募集期限 令和4年5月20日（金）本会必着
- ③申請書の受け取り後、申請内容確認のためご連絡を差し上げることがあります。

06 助成金の交付決定

- ①申請のあった事業については「茨城県共同募金会配分委員会」で審査のうえ、助成金を決定します。
- ②交付を決定した場合には、特別助成決定通知書により通知します。
交付決定は7月上旬を予定しています。

07 実績報告書の提出

- ①助成を受けた団体は、事業完了後1カ月以内若しくは令和5年3月31日（金）までに事業完了報告書（様式第4号）を茨城県共同募金会に直接提出してください。
- ②活動を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、本会ホームページなどで照会するとともに、他機関や団体等に情報提供をすることがありますのでご了知おきください。
- ③本会で開催する行事等で取り組みの概要などを報告していただくことがあります。

08 助成金の取り消し

- ①助成金に残額が生じたときは返還していただきます。
- ②次の各号に該当すると認めるときは交付決定の取り消し又は変更し、既に交付した助成金の全部または一部を返還することになります。
 - ア) 助成金を用途以外の用途に使用したとき
 - イ) 事業を中止したとき及び事業を実施する見込みがなくなったとき
 - ウ) その他会長が不適と認めたとき

09 応募問合せ先

社会福祉法人 茨城県共同募金会

〒310-0851 水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館内

電話：029-241-1037 FAX：029-244-1993 Meil：iba-cc@atlas.or.jp

HP: <http://akaihane-ibaraki.jp>

詳しくは

茨城県共同募金会

検索

赤い羽根
IBARAKI